

発行
高 知 県
高 知 市 丸 ノ 内
一 丁 目 2 番 20 号
発 行 日
毎 週 2 回
(火曜日・金曜日)

高知県公報

目 次	ページ
規 則	
土佐郡本川村、吾川郡伊野町及び同郡吾北村の廃置分合に伴う関係規則の整備に関する規則	1
高知市、土佐郡鏡村及び同郡土佐山村の廃置分合に伴う関係規則の整備に関する規則	1
高岡郡東津野村及び同郡葉山村の廃置分合に伴う関係規則の整備に関する規則	2
こうち男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則	3
告 示	
高知県造林事業補助金交付規程の一部 (間伐推進対策室)	3
高知県教育委員会規則	
へき地等学校等を指定する規則の一部を改正する規則	3
高知県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則	3
高知県人事委員会規則	
職員の旅費に関する規則の一部を改正する規則	3
職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則	3
特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則	4
県立学校職員の特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則	4
高知県人事委員会告示	
給料表別級別職務区分表の一部改正	4

規 則	
土佐郡本川村、吾川郡伊野町及び同郡吾北村の廃置分合に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。 平成16年10月 1 日	高知県知事 橋本 大二郎
高知県規則第100号	
土佐郡本川村、吾川郡伊野町及び同郡吾北村の廃置分合に伴う関係規則の整備に関する規則 (高知県行政組織規則の一部改正)	
第 1 条 高知県行政組織規則 (平成15年高知県規則第43号) の一部を次のように改正する。	

第10条の表仁淀川下流地区の項中「吾川郡伊野町、春野町」を「吾川郡春野町、いの町」に改める。

第129条中「吾川郡伊野町」を「吾川郡いの町」に改める。

第140条の表中央東福祉事務所の項中「、大川村及び本川村」を「及び大川村」に、同表中央西福祉事務所の項中「吾川郡伊野町」を「吾川郡いの町」に改める。

第141条第 1 項第22号の表中央西福祉事務所の項中「吾川郡伊野町1381番地」を「吾川郡いの町1381番地」に改める。

第144条の表中央東保健所の項中「、大川村及び本川村」を「及び大川村」に改める。

第201条中「吾川郡伊野町」を「吾川郡いの町」に改める。

第222条の 2 第 2 項第 1 号の表中央農業振興センター嶺北農業改良普及所の項中「、大川村及び本川村」を「及び大川村」に、同表中央西農業振興センター高吾農業改良普及所の項中「、吾川村及び吾北村」を「及び吾川村」に改める。

第223条第 1 項中「吾川郡伊野町」を「吾川郡いの町」に改める。

第235条第 3 項の表中央家畜保健衛生所嶺北支所の項中「、大川村及び本川村」を「及び大川村」に改める。

第243条第 1 項の表伊野林業事務所の項中「吾川郡伊野町」を「吾川郡いの町」に改め、同条第 3 項の表所管区域の欄中「、大川村及び本川村」を「及び大川村」に改める。

第253条第 1 項の表高知県本山人土木事務所の項中「本川村」を削り、同表高知県伊野土木事務所の項を次のように改める。

高知県いの土木事務所	吾川郡いの町	土佐市 吾川郡のうち春野町 いの町 高岡郡のうち日高村
------------	--------	-----------------------------------

第254条第 1 項第16号及び第21号中「高知県伊野土木事務所」を「高知県いの土木事務所」に改める。

第255条第 1 項の表土木事務所名の欄中「高知県伊野土木事務所」を「高知県いの土木事務所」に改める。

第310条第 2 項の表組織の欄中「高知県伊野土木事務所」を「高知県いの土木事務所」に改める。

(高知県立農業大学の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

第 2 条 高知県立農業大学の設置及び管理に関する条例施行規則 (昭和58年高知県規則第11号) の一部を次のように改正する。

第18条中「吾川郡伊野町」を「吾川郡いの町」に改める。
(高知県森林法施行細則の一部改正)

第 3 条 高知県森林法施行細則 (昭和50年高知県規則第20号) の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項中「、大川村若しくは本川村」を「若しくは大川村」に改める。

(高知県内水面漁業調整規則の一部改正)

第 4 条 高知県内水面漁業調整規則 (昭和44年高知県規則第36号) の一部を次のように改正する。

第25条の表区域の欄中「土佐郡本川村桑瀬」を「吾川郡いの町桑瀬」に、「土佐郡本川村寺川」を「吾川郡いの町寺川」に改める。

第29条の表区域の欄中「吾川郡吾北村上八川下分四発電所取水えん堤」を「吾川郡いの町上八川下分四発電所取水えん堤」に、「吾川郡伊野町仁淀川」を「吾川郡いの町仁淀川」に改める。

第30条の表区域の欄中「吾川郡伊野町八田」を「吾川郡いの町八田」に改める。

第31条の表区域の欄中「吾川郡吾北村上八川上分岩川谷」を「吾川郡いの町上八川上分岩川谷」に、「吾川郡吾北村小川縦の木山」を「吾川郡いの町小川縦の木山」に改める。

第32条の表区域の欄中「吾川郡伊野町仁淀川橋」を「吾川郡いの町仁淀川橋」に改める。

第33条の表禁止区域の欄中「土佐郡本川村高藪発電用えん堤」を「吾川郡いの町高藪発電用えん堤」に改める。

(高知県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

第 5 条 高知県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則 (平成 9 年高知県規則第88号) の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 1 県営住宅の表宇治の項中「吾川郡伊野町」を「吾川郡いの町」に改める。

(高知県建築基準法施行細則の一部改正)

第 6 条 高知県建築基準法施行細則 (昭和25年高知県規則第88号) の一部を次のように改正する。

別表第 4 区域の欄中「伊野町」を「いの町」に改め、「吾川郡のうち吾北村」及び「土佐郡のうち本川村」を削る。

附 則
(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)

2 平成16年10月 1 日前に中央林業事務所嶺北林業振興事務所が土佐郡本川村においてした処分その他の行為は、伊野林業事務所がしたものとしなす。

3 平成16年 9 月30日現在において、高知県伊野土木事務所に勤務を命ぜられている者で、別に辞令を發せられないものは、同年10月 1 日付けで、それぞれ現に有する職名をもって、高知県いの土木事務所に勤務を命ぜられたものとする。

~~~~~

高知市、土佐郡鏡村及び同郡土佐山村の廃置分合に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

平成16年10月 1 日

高知県知事 橋本 大二郎

高知県規則第101号

高知市、土佐郡鏡村及び同郡土佐山村の廃置分合に伴う関係規則の整備に関する規則

(高知県行政組織規則の一部改正)

第 1 条 高知県行政組織規則（平成15年高知県規則第43号）の一部を次のように改正する。

第125条の表南国県税事務所の項中「のうち土佐町及び大川村」を削り、同表中央県税事務所の項中「土佐郡（土佐町及び大川村を除く。）」を削る。

第140条の表中央東福祉事務所の項中「のうち土佐町及び大川村」を削り、同表中央西福祉事務所の項中「土佐郡のうち鏡村及び土佐山村」を削る。

第144条の表中央東保健所の項中「のうち土佐町及び大川村」を削り、同表中央西保健所の項中「土佐郡のうち鏡村及び土佐山村」を削る。

第222条の 2 第 2 項 第 1 号の表中央農業振興センター嶺北農業改良普及所の項中「のうち土佐町及び大川村」を削り、同表中央農業振興センター高知農業改良普及所の項中「、土佐郡のうち鏡村及び土佐山村」を削る。

第235条第 3 項の表中央家畜保健衛生所嶺北支所の項中「のうち土佐町及び大川村」を削る。

第243条第 3 項の表所管区域の欄中「のうち土佐町及び大川村」を削る。

第253条第 1 項の表高知県本山人土事務所の項中「のうち土佐町 大川村」を削り、同表高知県高知土土事務所の項中「土佐郡のうち鏡村 土佐山村」を削る。

(高知県森林法施行細則の一部改正)

第 2 条 高知県森林法施行細則（昭和50年高知県規則第20号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項中「長岡郡本山町若しくは大豊町又は土佐郡土佐町若しくは大川村」を「長岡郡又は土佐郡」に改める。

(高知県内水面漁業調整規則の一部改正)

第 3 条 高知県内水面漁業調整規則（昭和44年高知県規則第36号）の一部を次のように改正する。

第25条の表区域の欄、第29条の表区域の欄及び第30条の表区域の欄中「土佐郡鏡村鏡多目的用えん堤」を「高知市鏡多目的用えん堤」に改める。

(高知県建築基準法施行細則の一部改正)

第 4 条 高知県建築基準法施行細則（昭和25年高知県規則第88号）の一部を次のように改正する。

別表第 4 区域の欄中「土佐郡のうち鏡村」、「土佐郡のうち土佐山村」及び「のうち土佐町及び大川村」を削る。

附 則

この規則は、平成17年 1 月 1 日から施行する。

高岡郡東津野村及び同郡葉山村の廃置分合に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

平成16年10月 1 日

高知県知事 橋本 大二郎

高知県規則第102号

高岡郡東津野村及び同郡葉山村の廃置分合に伴う関係規則の整備に関する規則

(高知県行政組織規則の一部改正)

第 1 条 高知県行政組織規則（平成15年高知県規則第43号）の一部を次のように改正する。

第10条の表高幡地区の項中「東津野村」を「津野町」に改める。

第140条の表高幡福祉事務所の項中「、東津野村及び葉山村」を「及び津野町」に改める。

第144条の表高幡保健所の項中「、東津野村及び葉山村」を「及び津野町」に改める。

第186条の表高知県高幡交通事故相談所の項中「、東津野村、葉山村及び大野見村」を「大野見村及び津野町」に改める。

第222条の 2 第 1 項の表須崎農業振興センターの項中「、東津野村及び葉山村」を「及び津野町」に改める。

第 235 条第 3 項の表高幡家畜保健衛生所構原支所の項中「、東津野村及び葉山村」を「及び津野町」に改める。

第253条第 1 項の表高知県須崎土土事務所の項中「東津野村 葉山村」を「津野町」に改める。

(高知県四万十川の保全及び流域の振興に関する基本条例施行規則の一部改正)

第 2 条 高知県四万十川の保全及び流域の振興に関する基本条例施行規則（平成13年高知県規則第16号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 1 号及び第 4 号中「東津野村内」を「津野町内」に改める。

別表第 1 東津野村の項を次のように改める。

|     |                                                                                                                                                                     |
|-----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 津野町 | 町の区域のうち、次の 1 から20までに掲げる区域を除く全域<br>1 大字船戸字野草、字本田、字松ノ東、字折道、字添谷、字センダンノ平、字定畑、字坂本、字四ツ田、字長走、字座庄、字宮ノ谷、字小宮ノ谷、字下モ桂、字中越、字野地、字板木平、字八斗蒔、字イノ谷、字林野本、字上桂、字中屋式、字西サコ、字水ノサコ、字待山及び字炉ヶ峠 |
|-----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

- |    |         |
|----|---------|
| 2  | 大字新土居   |
| 3  | 大字三間川   |
| 4  | 大字樺ノ川   |
| 5  | 大字西谷甲   |
| 6  | 大字姫野々   |
| 7  | 大字久保川   |
| 8  | 大字貝ノ川   |
| 9  | 大字永野    |
| 10 | 大字西谷乙   |
| 11 | 大字貝ノ川床鍋 |
| 12 | 大字赤木    |
| 13 | 大字杉ノ川甲  |
| 14 | 大字杉ノ川乙  |
| 15 | 大字杉ノ川丙  |
| 16 | 大字大野    |
| 17 | 大字黒川    |
| 18 | 大字白石甲   |
| 19 | 大字白石乙   |
| 20 | 大字白石丙   |

(高知県内水面漁業調整規則の一部改正)

第 3 条 高知県内水面漁業調整規則（昭和44年高知県規則第36号）の一部を次のように改正する。

第25条の表区域の欄中「高岡郡東津野村船戸ぜき」を「高岡郡津野町船戸ぜき」に改める。

第29条の表区域の欄中「高岡郡東津野村赤木」を「高岡郡津野町赤木」に改める。

第30条の表区域の欄中「高岡郡東津野村船戸」を「高岡郡津野町船戸」に改める。

第31条の表区域の欄中「高岡郡東津野村力石川」を「高岡郡津野町力石川」に、「同村」を「同町」に改める。

(高知県建築基準法施行細則の一部改正)

第 4 条 高知県建築基準法施行細則（昭和25年高知県規則第88号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 区域の欄中「東津野村、葉山村及び仁淀村」を「仁淀村及び津野町」に改める。

別表第 4 中

「

|           |     |
|-----------|-----|
| 高岡郡のうち葉山村 | 0.5 |
|-----------|-----|

」

を

「

|           |     |
|-----------|-----|
| 高岡郡のうち津野町 | 0.5 |
|-----------|-----|

」

に改め、

|                 |     |
|-----------------|-----|
| 「<br>高岡郡のうち東津野村 | 1.0 |
|-----------------|-----|

を削る。  
附 則  
この規則は、平成17年2月1日から施行する。

~~~~~  
こうち男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成16年10月1日

高知県知事 橋本 大二郎
高知県規則第103号

こうち男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則
こうち男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例施行規則（平成10年高知県規則第122号）の一部を次のように改正する。

- 第2条第3項各号を次のように改める。
- (1) 大会議室を利用する場合（次号に掲げる場合を除く。）
利用開始日の1年前
 - (2) 営利を目的として大会議室を利用する場合又は営利を目的とする法人その他の団体が大会議室を利用する場合
利用開始日の6月前
 - (3) 大会議室以外の施設を利用する場合（次号に掲げる場合を除く。）
利用開始日の3月前
 - (4) 営利を目的として大会議室以外の施設を利用する場合又は営利を目的とする法人その他の団体が大会議室以外の施設を利用する場合
利用開始日の2月前

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

告 示

高知県告示第601号
高知県造林事業補助金交付規程（昭和48年10月高知県告示第475号）の一部を次のように改正する。
平成16年10月1日

高知県知事 橋本 大二郎
第7条中「、大川村若しくは本川村」を「若しくは大川村」に改める。

附 則
この告示は、平成16年10月1日から施行する。

教 育 委 員 会 規 則

へき地等学校等を指定する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成16年10月1日

高知県教育委員会委員長 宮地 彌典
高知県教育委員会規則第20号

へき地等学校等を指定する規則の一部を改正する規則
へき地等学校等を指定する規則（平成16年高知県教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。
別表第1の表1級の吾川郡の項を次のように改める。

吾川郡	いの町	勝賀瀬小学校	平成16年10月1日
		柳瀬小学校	〃
		出来地小学校	〃
		上八川小学校	〃
		清水第一小学校	〃
		三水小学校	〃
		小川小学校	〃
吾川村		吾北中学校	〃
		下名野川小学校	昭和47年5月1日

別表第1の表2級の土佐郡の本川村の項を削り、同表2級の吾川郡の項を次のように改める。

吾川郡	いの町	本川小学校	平成16年10月1日
		長沢小学校	〃
		本川中学校	〃
		中追小学校	〃
		中追中学校	〃
		中央小学校	〃
		上東小学校	〃

別表第1の表3級の土佐郡の本川村の項を削り、同表3級の吾川郡の項を次のように改める。

吾川郡	いの町	越裏門小学校	平成16年10月1日
		清水第二小学校	〃

別表第2の表吾川郡の項を次のように改める。

吾川郡	いの町	三瀬中学校	平成16年10月1日
-----	-----	-------	------------

		下八川小学校	〃
--	--	--------	---

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

~~~~~  
高知県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年10月1日  
高知県教育委員会委員長 宮地 彌典  
高知県教育委員会規則第21号

高知県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則  
高知県教育委員会行政組織規則（昭和43年高知県教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項の表中部教育事務所の項中「吾川郡伊野町」を「吾川郡いの町」に改める。

第16条第1項第9号中「吾川郡伊野町枝川2410番地7」を「吾川郡いの町枝川2410番地7」に改める。

附 則  
この規則は、公布の日から施行する。

-----  
人 事 委 員 会 規 則  
-----

職員の旅費に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年10月1日  
高知県人事委員会委員長 上谷 定生  
高知県人事委員会規則第23号

職員の旅費に関する規則の一部を改正する規則  
職員の旅費に関する規則（昭和31年高知県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。  
別表第1備考9を次のように改める。

9 前各記に規定するもののほか、宿毛市沖の島町を管轄区域とする公署に勤務する職員は、宿毛市沖の島町の区域を含まない区域を管轄区域とする。

また、平成16年度以降の市町村の合併（以下「合併」という。）により、他の公署の職を兼職することとなった職員の管轄区域は、当該職員の勤務する本務公署の当該合併前の管轄区域とする。

附 則  
この規則は、公布の日から施行する。

~~~~~  
職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年10月 1 日

高知県人事委員会委員長 上谷 定生

高知県人事委員会規則第24号

職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給等に関する規則（昭和31年高知県人事委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項の表知事部局の項18パーセントの欄中「伊野土木事務所長」を「いの土木事務所長」に改め、同項16パーセントの欄中「伊野土木事務所長」を「いの土木事務所長」に、「伊野土木事務所次長」を「いの土木事務所次長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

~~~~~

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年10月 1 日

高知県人事委員会委員長 上谷 定生

高知県人事委員会規則第25号

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則

特地勤務手当等に関する規則（昭和45年高知県人事委員会規則第30号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

|     |                      |                      |     |
|-----|----------------------|----------------------|-----|
| 本川村 | 長沢39 - 6             | 本山警察署長沢駐在所           | 3 級 |
| 伊野町 | 柳瀬本村892              | 伊野警察署三瀬駐在所           | 2 級 |
| 吾北村 | 小川東津賀才<br>97 - 5     | 伊野警察署小川駐在所           | 1 級 |
|     | 上八川甲1934<br>上八川甲1939 | 吾北村役場<br>伊野警察署上八川駐在所 | 2 級 |

を

|     |                     |                           |     |
|-----|---------------------|---------------------------|-----|
| いの町 | 小川東津賀才<br>97 - 5    | 伊野警察署小川駐在所                | 1 級 |
|     | 柳瀬本村892<br>上八川甲1939 | 伊野警察署三瀬駐在所<br>伊野警察署上八川駐在所 | 2 級 |

長沢39 - 6

本山警察署長沢駐在所

3 級

に改め、同表所在地の欄中「東津野村」を「津野町」に改める。

別表第2所在地の欄中「葉山村」を「津野町」に改める。

附 則

この規則中別表第1の改正規定（「東津野村」を「津野町」に改める部分を除く。）は公布の日から、その他の規定は平成17年2月1日から施行する。

~~~~~

県立学校職員の特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年10月 1 日

高知県人事委員会委員長 上谷 定生

高知県人事委員会規則第26号

県立学校職員の特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則

県立学校職員の特地勤務手当等に関する規則（昭和50年高知県人事委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1所在地の欄中「吾北村」を「いの町」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会告示

高知県人事委員会告示第3号

給料表別級別職務区分表（昭和32年11月高知県人事委員会告示第1号）の一部を次のように改正する。

平成16年10月 1 日

高知県人事委員会委員長 上谷 定生

別表第1の9級の知事部局の項中「伊野土木事務所長」を「いの土木事務所長」に改める。